

## 滋賀県個人情報保護審議会 の 会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 から 3 は公開の審議会として開催し、議題 4 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 100 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 27 年 12 月 8 日（火曜日）  
午前 9 時 30 分から正午まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1  
県庁本館 4 階 4 - A 会議室

■ 出席者 委 員：近藤月彦、里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一、山田到史子  
（敬称略、五十音順）  
事務局：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、山下主任主事  
（県民活動生活課 県民情報室）

### ■ 議題

1 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法改正に伴い、滋賀県住民基本台帳法施行条例の改正が必要となったことから、市町振興課から説明を受け、審議を行った。

2 行政不服審査法の施行に伴う滋賀県個人情報保護条例の改正予定について

改正行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、個人情報保護条例の不服申立てに係る規定改正が必要となったため、改正内容について、事務局から説明を受け、審議を行った。

3 事業者における個人情報の取扱いに関する指針の一部改正について

滋賀県個人情報保護条例第 47 条第 2 項の規定に基づく、事業者における個人情報の取扱いに関する指針について、番号利用法の施行に伴い改正が必要となったため、事務局から説明を受け、審議を行った。

4 諮問第 28 号、諮問第 29 号および諮問第 30 号に係る審議

県営住宅関係訴訟に係る一部不開示決定に対する異議申立て（3 件）について、実施機関の口頭説明を受けるとともに、異議申立人からの意見聴取を行い、審議した。

5 諮問第 27 号の審議について

県営住宅関係訴状に係る文書の不開示決定に対する異議申立てについて、答申案の方向性について審議した。

6 諮問第 31 号の審議について

私立学校における調査報告書等の一部不開示決定に対する異議申立てについて、異議申立人等からの意見聴取および実施機関からの口頭説明に係る質問案の審議を行った。

7 諮問第 32 号および諮問第 33 号の審議について

新しく諮問された案件として、児童記録の一部不開示決定に対する異議申立ておよび健康相談に係る記録等の不開示決定に対する異議申立てについて、現在の状況および今後の予定等について審議を行った。

8 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813